

令和元年11月定例会 県土整備委員会（事前）

令和元年11月25日（月）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

岡委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時06分）

これより、県土整備部関係の調査を行います。

この際、県土整備部関係の11月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（説明資料）

- 議案第1号 令和元年度徳島県一般会計補正予算（第3号）
- 議案第6号 徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について
- 議案第7号 徳島県流域下水道条例の一部改正について
- 議案第8号 一般国道439号道路改築工事落合2号トンネルの請負契約について
- 議案第9号 山城東祖谷山線緊急地方道路整備工事京田トンネルの請負契約について
- 報告第2号 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 旧徳島市文化センター跡地の県有地に係る対応について
- 三好市西祖谷山村有瀬地区の地すべり対策工事について
- 次世代地域公共交通ビジョン（案）について（資料1，2）

北川県土整備部長

それでは、今議会に提出を予定いたしております県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の県土整備委員会説明資料の目次を御覧ください。

御審議いただきます案件は、まず、令和元年度11月補正一般会計・特別会計予算として、歳入歳出予算、繰越明許費でございます。

また、その他の議案等といたしまして、条例案、請負契約及び専決処分の報告についてでございます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

今回、お願いしております11月補正予算につきましては、先般の台風第15号及び第19号をはじめとする一連の豪雨災害により得られた、更なる課題や教訓を踏まえ、県民の命と暮らしを守るための豪雨災害に即応した緊急対策といたしまして、追加補正予算を計上し、命を守る事前防災対策の加速化を図り、更なる県土強^{じん}靱化の推進を図ってまいりたいと考えております。

表の下から3段目、計の欄を横に御覧ください。

左から3列目の補正額欄に記載しておりますとおり、今回、県土整備部合計で2億2,250万円の増額をお願いしております。

その右隣の計欄には、補正後の額を記載しており706億2,756万7,000円となっております。また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載してございます。

2ページをお開きください。

特別会計につきましては、今回、補正はございません。

3ページを御覧ください。

このページから5ページにかけては、各課別の主要事項説明でございます。

まず、住宅課でございます。

右端の摘要欄に記載しておりますとおり、被災者に対する県営住宅提供のため、必要な整備に要する経費として、750万円の増額をお願いしております。

4ページをお開きください。

河川整備課におきましては、堤防機能のより一層の安全度の向上を図るため、支川合流部や狭さく部等における既存堤防の緊急点検の実施や、ファミリータイムラインの普及拡大の加速化を図るため、作成支援に要する経費として、合計1億5,500万円の増額をお願いしております。

5ページを御覧ください。

砂防防災課におきまして、土砂災害警戒区域での避難場所、避難路の詳細調査に要する経費として6,000万円の増額をお願いしております。

6ページをお開きください。

繰越明許費でございます。

このページから7ページにかけては、一般会計の変更分といたしまして、さきの9月議会で、御承認いただいた事業につきまして、翌年度繰越予定額の変更を記載してございます。

7ページを御覧ください。

変更分を反映した補正後の合計は、表の最下段、右から2列目の欄に記載のとおり4億2,600万円となっております。

これらの事業につきましては、建設現場の働き方改革をより一層推進するため、年度をまたぐ適正な工期の確保を可能とする繰越明許費の御承認をお願いするものでございます。

今回の繰越明許費の設定をもって、全てを繰り越すことを決定したわけではなく、今後とも、早期執行、年度内執行に向け、全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

8ページをお開きください。

その他の議案等でございます。

まず、（1）条例案でございます。

ア、徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに鑑み、二級建築士及び木造建

築士の免許等に係る手数料の額を改める必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

9ページを御覧ください。

イ、徳島県流域下水道条例の一部を改正する条例案につきましては、徳島県流域下水道事業に地方公営企業法を一部適用するにあたり、財務規定等の適用について、定める必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

10ページをお開きください。

このページから11ページにかけては、（2）請負契約でございます。

ア、一般国道439号道路改築工事落合2号トンネル及び11ページに記載のイ、山城東祖谷山線緊急地方道路整備工事京田トンネルに係る請負契約につきましては、一般競争入札により、それぞれ資料に記載の共同企業体が落札いたしましたので御承認をお願いするものでございます。

12ページをお開きください。

専決処分^{せんけつしゅぶん}の報告についてでございます。

道路事故の損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分^{せんけつしゅぶん}の報告について記載しております。

那賀町などで発生しました道路事故5件につきまして、それぞれ記載の賠償金額で和解が成立しましたので、専決処分^{せんけつしゅぶん}を行ったものでございます。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、3点、御報告させていただきます。

1点目は、旧徳島市文化センター跡地の県有地に係る対応についてでございます。

配付資料はございません。

県議会6月定例会での御論議^{ごろんぎ}を踏まえ、県にとっては、県有地の有効利用、徳島市にとっては、地下埋設杭等の存置による工期短縮やコスト削減にメリットがある土地交換を9月17日に県から提案し、9月30日に徳島市が合意いたしました。

そこで、県有地と交換する市有地の候補を絞り込むべく、10月8日から10月28日までの間に、4回、徳島市と土地交換協議を行いました。

その際、10月8日の1回目の土地交換協議において、徳島市から、交換候補地の資料の提出のほか、スケジュール案を提示されましたが、県は徳島市に対し、県議会の強い三つの要望を詳細に伝え、しっかりと協議を進め、一つ一つ手続を積み重ねていくことが重要であると説明し、スケジュールを否定しました。

さらに、10月10日の2回目の土地交換協議においても、再度、徳島市からスケジュールの提示がありましたが、徳島市の都合に合わせた一方的なものであるとして否定しました。

こうした中、去る10月30日、徳島市が突然、徳島市新ホール整備事業の優先交渉権者を公表したため、10月30日付けで、県土整備部長コメントとして、徳島市が交換契約を交わす前に、交換が整うことを前提に優先交渉権者を選定したことは、県議会からの、交換契約を交わす段階で県として土地利用を判断することとの要望に沿ったものでなく、今後の協議への影響が懸念される^{くわんねん}として遺憾の意を表明、さらに、11月1日に行われた知事の定例記者会見において、知事から土地交換協議の無期限停止を表明させていただいたところ

です。

2点目は、三好市西祖谷山村有瀬地区の地すべり対策工事についてでございます。

配付資料はございません。

昨年度、国直轄により緊急的な工事に着手した、三好市西祖谷山村有瀬地区の地すべり対策について、引き続き、国による対策を実施するよう、政策提言を行っていたところ、先週22日、今年度も、継続して国直轄による、地すべり対策災害関連緊急事業で工事を実施するとの発表を頂いたところであります。

引き続き、国直轄工事の円滑な促進を図るとともに、連携して県の地すべり対策工事を推進することで、一日も早い地域の皆さまの安全・安心の確保と県土強^{じん}靱化の加速化に全力で取り組んでまいります。

次に、お手元の資料その1を御覧ください。

3点目は、次世代地域公共交通ビジョン（案）についてでございます。

地域公共交通の羅針盤となる、次世代地域公共交通ビジョンについて、先月30日に開催いたしました第4回徳島県次世代地域公共交通ビジョン策定委員会において議論を重ね、この度、次世代地域公共交通ビジョン（案）として取りまとめたところでございます。

計画期間は、おおむね10年とし、市町村が作成する地域公共交通網形成計画をはじめ、地域公共交通に係る施策のよりどころとなる基本的な方向性を定めております。

ビジョンの施策の方向性といたしましては、公共交通を取り巻く厳しい状況を踏まえ、交通資源の最適化や利便性の向上、利用促進の三つを、ビジョンの柱としております。

この三つの柱を実現する具体的な方策として、モーダルミックスの推進や、つなぐ仕組みの構築など、六つの処方箋を示しております。

なお、ビジョンの概要につきましては、次のページの別紙のとおりでございます。

今後のスケジュールでございますが、今議会の御論議を経て、年内に徳島県生活交通協議会を開催し、策定することとしております。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

岡委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

重清委員

先ほど報告のありました、旧徳島市文化センター跡地の県有地について、11月23日の報道で知事が昨年の夏に県有地の貸与確約との記事があったが、まず事実関係を教えてくださいませんか。

森都市計画課長

知事が昨年の夏に県有地の貸与を確約したとの報道があったということで、その事実関係の御質問を頂きました。

11月22日の徳島市議会12月定例会のまちづくり対策特別委員会にて、理事者から、事前に知事から県有地を従来どおり無償で使用できることを確認した上で、旧徳島市文化センター敷地で新ホール整備を検討する方針を決定したと発言されたと聞いておりますが、徳島市は都合のいい解釈で発言をしております。定例記者会見で知事から話があったとおり、約60年間旧徳島市文化センター敷地として徳島市に無償で貸し付けていたことから、従来の流れでは無償貸付の選択肢も考えられますが、前は無償だったからといって今度も無償ということには必ずしもならず、更に県議会にも相談させていただく必要もあり、当然確約はしていません。

また、6月定例会の県土整備委員会でも、県有地は県民の財産であり、財産管理それから県有地の有効活用の観点から無償貸付ありきではなく、有償や売却、等価交換など県民の皆さんに一番利益を還元できる方法について徳島市と協議を進めるよう要望があったところであり、徳島市にとっても県議会の動向を注視する必要があるというところでございます。

県有地の処理につきましては、その時代の情勢で変化し得るものであり、一般的には福祉施設の用地が有償化に傾いており、特に包括外部監査において従来無償であったものが有償化すべきとの指摘を受けるなど、昨今の情勢としては有償に傾いていると認識しているところでございます。

重清委員

今、いろいろ説明を受けたわけですが、普通、知事と徳島市長が2人で会って、県有地や市有地を無償で貸しますということを議会も何もなしに決めていいのかという問題があるのですが、こういうところからなかなか簡単に、条件もなく無償貸与しますはないと思います。

議会軽視、県民軽視という状況になりますので、それはないと信じておりますが、もう一度本当にそうやって2人で確約したのかどうかお伺いいたします。

森都市計画課長

本当に確約してないのかという確認でございます。

確約はしていません。

新聞報道で確約したとされる昨年8月は、8月3日に徳島市内鉄道高架・沿線整備促進協議会の総会が開催されまして、徳島市のまちづくり計画に位置付けられた新ホールの候補地について、会員からこの位置で間違いないのかとの質問があり、徳島市の担当者から徳島駅西側駐車場で間違いないとの発言があったにもかかわらず、僅か19日後の8月22日の徳島市の中心市街地活性化推進本部において、建設候補地を見直し、旧徳島市文化センター跡地での新ホール整備を検討する方針が決定されております。

このため、昨年9月の徳島県議会定例会の総務委員会において、新ホール候補地にある県有地の問題が議論されました。

このようなことから知事は、徳島市長に対し県議会の動向を注視していただくよう伝えておりました。当然確約はしていません。

重清委員

もしも新聞記事にあるように確約していると言うのなら、なぜ、徳島市は徳島市議会に報告していないのか。どのような理由があったと思われるのか。今まで協議してきた関係で、どのような理由が考えられるか、何か思い付きますか。

森都市計画課長

確約があるならば、なぜ、徳島市は徳島市議会に報告していないのかという御質問でございます。

徳島市の徳島市議会に対することでございます。県としましては分かりかねますが、徳島市は県から無償貸付以外の選択肢の検討を要請されていることも徳島市議会に報告しておらず、県と徳島市の議論内容を徳島市議会に意図的に伝えていないように見受けられるところでございます。

重清委員

徳島市が都合の悪いことを伝えないということは、議会に対して本当に不誠実であると思います。

だから徳島市議会が附帯決議を付したのではないか。それをなぜそうしないのか。全く不可解であります。徳島市議会のことでありますので、これ以上は言いません。

県議会としても10月3日の9月定例会付託委員会で、徳島市から徳島市文化公園（旧動物園跡地）また徳島東工業高校用地の二つが交換候補地が出されている。今からいろいろ土地評価をしながら協議して進めて、どの土地とかいろいろ進めていくと我々委員、委員会は思っていたのですが、いきなり優先交渉権者を先に発表した。その時に県議会としてもいろいろな要望を言っていたはずなのですが、守られていない。

本当に県議会としては、10月3日から今までの間、新聞報道で見るばかりであり、今日聞くまで詳しいことも全然分かりません。もう一度、先ほど北川県土整備部長から報告があった旧徳島市文化センター跡地の県有地の交換について、今までの経緯を詳しく説明してください。

森都市計画課長

ただいま、これまでの経緯を詳しくという御質問を頂きました。

旧徳島市文化センター跡地の県有地につきましては、報道にもございますように、6月14日に徳島県議会6月定例会の場で、県有地については協議中と答弁しておりまして、この時点で無償貸付が前提とはなっていないにもかかわらず、7月1日には徳島市が無償貸付ありきで事業者の募集を開始しております。

さらに、7月5日の県土整備委員会の付託委員会で、無償貸付以外の有償・交換についても議論されておりまして、県から貸すことのみを前提とした協議はしていないとして、無償貸付を前提にしていないことも報道されております。

徳島市は、この時点でも徳島市議会に報告することなく交渉を継続しております。

県は、徳島県議会6月定例会の御議論を踏まえ、7月31日に無償貸付以外の選択肢を検討するよう要請したところ、9月5日に徳島市から従来どおり無償貸付でお願いしたい旨

の回答がございました。

県は、県有地の有効活用、徳島市にとっては地下埋設杭^{くい}の存置による工期短縮やコスト削減にメリットがあるとし、土地交換を9月17日に県から提案し、9月30日に徳島市から合意されております。

そこで県有地と交換する市有地の候補を絞り込むべく、10月8日から10月28日までの間に4回、徳島市と土地交換協議を行いました。

10月8日の1回目の協議では、冒頭に県議会の三つの強い要望を伝え、県民市民にとって良い交換となるようしっかり協議を進め、一つ一つの手続を積み重ねていくことが重要であると説明したにもかかわらず、徳島市が考える優先交渉権者の選定を含むスケジュールを提出してきたので、到底受け入れられないとして否定してございます。

また、徳島市が提示してきた二つの候補地の詳細な内容について、徳島市から説明を受けるとともに、今後の進め方について協議を行いました。

10月10日の2回目の協議では、その他の市有地を含めた候補地の中から二つの候補地を選定した理由について徳島市から説明を受けております。

また、候補地を評価する土地の形状、面積用途の種類、都市計画法、建築基準法及びその他法令に基づく制限や立地適正化計画、アクセス性や渋滞状況の有無などの周辺環境、災害リスクや他の事業計画との重複の有無などの項目について県と徳島市で調整を行いました。

この際、前回否定したにもかかわらず再びスケジュールが示されましたが、それは徳島市の都合に合わせた一方的なものであるとして否定したところでございます。

10月16日の3回目の協議においては、徳島市と候補地の評価について議論を行い、この時点でスケジュールの話はございませんでした。

10月28日の4回目の協議では、徳島市とともに、その他の市有地を含めた候補地について現地立会を行い、支障物件の有無など確認しております。なお、この際にもスケジュールの話はございませんでした。

徳島市との交換協議が進む中、10月30日に突然徳島市から新ホール整備事業の優先交渉権者の選定の公表があり、このことは県議会から交換契約を交わす段階で、県として土地の利用を判断することとの要望に沿ったものでなく、今後の協議への影響が懸念されるとして、同日付けで県土整備部長が遺憾の意を表明しております。

これを受けて、11月1日の定例記者会見において、知事から、徳島市が優先交渉権者を選定したことは、県議会の要望や徳島市議会の附帯決議を一方的に破棄するものであり、県議会に説明できない。これ以上協議の継続は不可能であることから、土地交換協議の無期限停止と発言されております。

重清委員

最後は、無期限停止です。その前にもう一度確認しますが、徳島市は優先交渉権者を10月下旬に選ぶことについて県に説明し、県からの異論はなかったと。これは記事になっておりますので、この点について本当に県は何も言わなかったのか、もう一度お答えいただけますか。

森都市計画課長

優先交渉権者について本当に県からは異論はなかったのか、何も言わなかったのかという確認を頂きました。

これまでに4回行った徳島市との土地交換協議におきまして、10月8日の1回目の協議時に、県は徳島市に対して県議会の三つの強い要望を詳細に伝え、県民市民にとって良い交換となるようしっかり協議を進め、一つ一つ手続を積み重ねていくことが重要であると説明しております。

また、優先交渉権者の選定を含むスケジュールについては、10月8日の1回目の協議時に徳島市に対し、しっかりと協議を進め、一つ一つ手続を積み重ねていくことが重要であると説明して、徳島市が考えるスケジュールを否定し、10月10日の2回目の協議時には、前回否定したにもかかわらず再びスケジュールが示されましたが、それは徳島市の都合に合わせた一方的なものであるとして、到底受け入れられないとして否定しております。

このように1回目、2回目の提出時に優先交渉権者の選定を含むスケジュールを否定しているところでございます。

なお、10月16日の3回目以降の協議では、徳島市からスケジュールの提出や説明はございませんでした。

重清委員

その協議で否定をしているということですが、もう少し詳しく、大事なところで、誰とどういうやり取りがあったのか。

簡単に否定しました、簡単に向こうも納得しましたと言われても、そこら辺の状況が分からないので、もう少し詳しく教えてください。

森都市計画課長

徳島市との協議の内容でございます。

徳島市文化振興課との協議でございます。その際に徳島市からは、優先交渉権者の選定を含めたスケジュールが示されました。

その中で、交換契約を交わす前に、まず10月下旬に業者選定、それから11月上旬に仮契約、12月下旬に契約締結といった内容が記載されておりましたので、その内容につきまして到底受け入れられないとして、スケジュールを否定したものでございます。

重清委員

6月14日の徳島県議会6月定例会で無償貸付が前提とはなっていないと答弁したにもかかわらず、7月1日に徳島市が無償貸付ありきで事業者の募集を開始した。また、土地交換に係る協議の前提や県議会からの要望、更には徳島市議会の附帯決議があるにもかかわらず、1回目の県との交換協議に徳島市の一方的なスケジュールを出してきたので県は否定した。また、副市長が、11月22日のまちづくり対策特別委員会で、1,000席以上のホールが徳島市内にない状態が長く続くのを解消したいとの思いから、附帯決議に添いきれなかったと発言したとのことですが、急ぐことを錦の御旗に、附帯決議を破ったのかと思うところでもあり、交換契約を交わす段階まで事業を進めないという県との土地

交換に向けての前提条件や県議会からの要望、徳島市議会の附帯決議を当初から守る気がなかったのではないかと思います、今まで協議した中で、何かほかの理由が考えられますか。

森都市計画課長

徳島市の対応についてどんな理由があるかという御質問でございます。

県としましては、新ホールの建設は大変重要であると認識しております。

これまでも徳島市の計画が二転三転する中、一貫して支援してきたこと、県議会の議論を踏まえて、新ホールの建設予定地が全て市有地のみになることにより、杭存置による工期短縮やコスト削減など、徳島市にとってメリットの大きい交換を提案したこと、旧徳島市文化センター跡地の県有地の境界確定についても、徳島市に協力するなどしっかりと協議を進めてきたところでございます。

しかしながら、徳島市が県議会の要望や県との信義則、徳島市議会の附帯決議を一方的に破棄したことは、県の理事者として到底理解し難いものでございます。

重清委員

徳島市の理事者が県議会からの要望、県との信義則、徳島市議会の附帯決議を破っただけでなく、加えて報道にあるように一部の徳島市議は附帯決議は単なる議会の要望で、法的な拘束力はないと附帯決議を軽んじており、議会制度を冒瀆しているのではないかと思います。

知事の無期限停止は、今の状況では私自身は十分理解できます。

また、附帯決議もそんな軽いものと考えているのか、県議会が附帯決議をもしも出したら、こんな軽いようなものと考えて、破ってもいいという気でおるのかどうか、理事者の方はどのように思っているのか教えてください。

谷本県土整備部副部長

県議会から附帯決議が出たらどういう対応をするのかという御質問ですが、県議会として、それは非常に重要な御発言と認識をしていますので、私ども県の理事者としては、厳守するという姿勢で臨んでいるということで御理解よろしくお願いします。

重清委員

私だけが言うのだったら、また一部の議員が言っていると取られるかも分かりませんが、ここは委員長、理事者にこのような事態となった徳島市の理由書の提出を求めているかどうか。理由が分からなければこれから審議もできないと思いますので、一度諮っていただけますか。

岡委員長

それでは、ただいま、重清委員より委員会として徳島市から理由書を求めているかどうかの御意見がございました。

旧徳島市文化センター跡地の利用については、これまでも当委員会でも長きにわたって

議論されてきたわけであります。

そして、先ほどお話もありましたが、平成30年8月3日の徳島市内鉄道高架・沿線整備促進協議会総会において、新ホールの位置を一部会員が確認したところ、徳島駅西側駐車場で間違いない、そして、徳島市の正式な手続を経て決定されたまちづくり計画であるという発言をいたしております。

その直後の8月22日に旧徳島市文化センター跡地への徳島市文化センター建て替えの変更を行った。このことも、事前に県執行部や徳島市議会への報告もなく、勝手に関係者を無視して行ったものであります。

この度の優先交渉権者選定においても、県議会での議論や徳島市議会の附帯決議、また県執行部への一方的な説明だけで強引に事業を進めていこうとする徳島市の姿勢は到底理解できないところであります。

徳島市がなぜ、今回このような行動に至ったのかを確認しないことには、今後の委員会での審議のしようもないと思いますので、いずれにいたしましても付託委員会までに徳島市の理由書を求めたいと思いますが、ほかに御意見はございませんか。

山田委員

理由書もさることながら、森都市計画課長から話が出た。しかし、徳島市は全く違うことを言っているわけです。理由書とともに一体どういう中身かを出さないことには、徳島市が言っていること、県が言っていることが食い違っているわけです。文書になっているかどうかは別にしても、協議事項の中身についてはあるはずです。

それは一緒に出していただいて、県民の皆さんあるいは、市民の皆さんの中で明らかにさせるというのが前提になります。

確かに徳島市の落ち度はあるでしょう、しかし、後で質問しますが、県もきちんと徳島市民や県民の前で明らかにする、言った言わないではなく、明らかにした上でということをお求めておきたいと思っております。

吉田委員

1か月前は普通の市民の立場だったので、普通の市民の感覚を持ち合わせている者の一人として発言させていただきます。

一般の方から、よくこの件に関して声を頂くのですが、今、森都市計画課長からのお話を聞いて、私は納得はしましたが、徳島市の話も聞かなければ分かりません。一般の大抵の方が詳しい事情を御存じない中で、知事が大人げないのではないかとと言われるのです。

詳しく知れば、誤解も解けるし、県勢発展につながると思うので、この際、本当に一般の方が分かりやすく正しいことを理解し、県にとっても徳島市にとっても良いホールができる方向に進んでいただきたいというのが、県民の方の御意見だと思うので、究明をよろしくお願いいたします。

岡委員長

それでは、先ほど御意見もございましたので、協議事項の中身ということですが、どこ

まで議事録を出すのか、議事録も恐らくあると思いますので、その辺と、なぜこのようなことに至ったのかという理由書を求めるということでもよろしいでしょうか。御異議がある方は。

（「なし」と言う者あり）

それでは、そのようにお願いをいたしたいと思います。

今後協議を進めていくためにも、必要であると考えられることから、徳島市に対して理由書を求めるようにお願いをいたします。

山田委員

重清委員からの質疑の中でも、私自身も納得できない点があつて、県有地の貸与を知事が徳島市長に確約したと徳島市まちづくり対策特別委員会で報告されたとの話がありました。

当然、徳島市は、担当の文化振興課長が当時立ち会ったと思うのですが、これらの確約、この話合いの場に知事と徳島市長だけとは考えにくい。県のメンバーは立ち会っていたのか、それはいつだったのかについて御答弁を頂きたい。

岡委員長

小休します。（11時42分）

岡委員長

再開します。（11時42分）

森都市計画課長

知事と徳島市長の会話の部分につきましては、私どもが立ち会っているところではございませんので、詳しいところは知り得るところではございませんが、確約はしていないということで私は伺っております。

山田委員

単純な質問をするが、県が無償貸与ではないという方向、これは7月末に県土整備委員会での議論も踏まえて切り替えたとなっているのですが、それまではどういうスタンスで県はおったのですか。外部監査等の指摘によってという知事の記者会見がありました。ということは、この方針を切り替えるまでに徳島市に対して、当初から無償貸与ではなく、別の有償化も含めてという方向を果たして徳島市に言っていたのか。無償貸与だけではないということは、既に言われていたのですか。

森都市計画課長

当時から無償貸付以外のことも言っていたのかというお話ですが、当然協議の開始時につきまして、無償貸付を前提としたものではないというところで協議をスタートしております。

山田委員

そこについても理由書等で明らかにしながらと思いますが、改めて報道によったら今年7月末に方針転換、無償貸与以外の選択肢の検討の要請があったということです。

なぜ、無償貸与の方向から、このほかの選択肢に交換も含めて変わったのか。

県議会では既に報道されているように、一部議員からの県の無償貸与を問題視する声が上がったからと言われてはいますが、実は6月定例会の時に、今までは言いませんでしたが、県土整備委員会として県に無償貸与以外の選択肢の検討、委員会で意見集約しようではないかという動きもありました。

しかし、その提案は結局実施が見送られた経緯がありました。そういう経緯があったにもかかわらず、県が無償貸与以外の選択肢に動かされた主な理由です。

県議会の県議会と言われているのですが、9月定例会付託委員会で杉本委員、古川委員も新聞報道等もありますが、できるだけ早く進めてくれというような要望等も出ていました。

だから、県議会だと言われても、確かに岡委員長は言いましたよ。そういうことからしたら一体何が理由なのか、はっきりした答弁をしてください。さっき言った県議会の動きは皆さんも御承知のとおりです。6月定例会付託委員会の最終日、この県土整備委員会の開始も少し遅れたということもありましたので、そこら辺も含めて、何が一番大きな理由なのか。

岡委員長

小休します。（11時46分）

岡委員長

再開します。（11時48分）

山田委員

さっき言ったように県議会の議論はあります。しかし、今回の無償貸与から交換と別の方向へ切り替わった中身、先ほど、知事の定例記者会見で福祉施設などを出して、時代の流れが変わってきた、今まで無償であったものをそのまますれば、やはり外部監査等から指摘を受ける可能性もあるということも言われています。県として損害賠償責任を踏まえて、今回の方針転換というか、いわゆる今回のような進め方に変わってきたのか。11月1日の知事の定例記者会見からそう見えるのです。

つまり、賠償責任が昔はそうでもなかったが、今の時代は住民から意見が出たり、外部監査から指摘される可能性があるということから、有料の方向へという発言もされています。これはそういう点が知事の口から出しているわけですから、事務方もそういう認識でおって、それが主要な面だと捉えていいのですか。

岡委員長

小休します。（11時50分）

岡委員長

再開します。（11時51分）

議事の都合により休憩をいたします。（11時51分）

岡委員長

それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。（13時03分）

山田委員

論点を整理して質問したいと思います。

知事が11月1日の知事の定例記者会見で、前に無償だったのだから今度も無償だろうということは、今の時代のすう勢ではないと、先ほども森都市計画課長から読み上げられましたが、例えば、典型的なものが福祉施設、その用地が何かとなると大抵は無償でと。例えば、県の土地でもそれを無償でお貸しすると。しかし、こうしたものも世の中の流れに合わないではないかというのを、例えば、外部監査とかこうしたところで指摘を受けると、やはりそれは実勢に変えて有償化していく。だから常にそうしたことが起こり得るのだうんぬんと。早めに対応するというので、今回の有償化等、別の選択肢という中に、こういう考えがかなりあったのではないかと。

もう一つ、この議論は、福祉施設を例えばと挙げておりますが、県全体に関わる問題で、恐らく昼から総務委員会でもこのことが議論されると思いますが、今回の旧徳島市文化センター跡地はレアケースなのか、いわゆるケースバイケースの一つなのか。それとも、県としてこういう方向と全体を確認した上で、知事の会見になっているのかについてお伺いします。

森都市計画課長

福祉施設の事例をもって、県全体なのかという御質問だったかと思えます。

この度、知事が福祉施設を例に取っておっしゃっていたのは、無償が当たり前の時代ではないということ発言したまででございまして、県全体という考えで出した事例ではないということです。

最初から無償借地が前提というものでは当然なく、交換に変わったかのようなお話が先ほどの質問にもございましたが、当然変わったというものではございません。

山田委員

よく分からん。知事は福祉施設の例を挙げてここまではっきり言っているのです。

この前の9月定例会付託委員会の時には、県有地で徳島市が建てている所、逆に市有地に県が建てている所も質問しました。これが時代の流れということであつたら、住民から損害賠償請求が出て、知事の賠償責任という問題も発生するおそれがあると、だからリスクマネジメントを回避するために発言されたと思うのです。これは、今回の無償化からほかの選択肢に移る上での大きな要素の一つになっているのは間違いないのです。

この旧徳島市文化センター跡地だけを今回の有償化という方向で考えているのだと捉えていいのですか。

銚田県土整備部次長

山田委員は、無償借地であることを前提にされているようですが、飽くまで無償貸付を前提にしていないということでございます。知事の発言につきましては、飽くまで事例を挙げて、時代の流れによって、無償ということはなくなるのかもしれないという可能性を発言されているものと私どもは受け止めております。

山田委員がおっしゃっているのは、まずは無償貸付で固まっているという前提のお話で、変わっていった、時代の流れで変わることもあるという発言と、私どもは受け取っておりますので、飽くまで変えたというものではないという先ほどの森都市計画課長からの答弁のとおりでございます。

それと貸付全体の話で、これも山田委員がおっしゃいましたように総務委員会で議論されることでございます。

今回につきましては、福祉施設を例にとりて、無償貸付が飽くまで時代の流れによって変わることもあるという知事の発言と私どもは受け止めております。

山田委員

これは既に記者会見で発言している。今回、一般論は別にしましょう、ほかの所は。

今回の旧徳島市文化センター跡地での無償貸与は60年間、長年続いてきたわけです。今回それが見直しに至った。一つは県議会という話もあります。これは先ほど言いましたように6月定例会では、意見集約は図られなかった事実を指摘しました。

そういう状況の下で7月に動き出した。動き出す上では、このルール、時代の変遷、損害賠償というのが大きなウエイトを占めているのかということが質問の趣旨なのです。明確に御答弁ください。

銚田県土整備部次長

繰り返しになりますが、一般論というより県全体の話になってきますと、個々の事例で無償を継続するもの、それとも今回60年間無償であったものが無償でなくなるものと判断されるものもあると考えております。

この事例を持って、今後全て無償が有償になっていくのかというのは、そうではないと私どもは考えております。

山田委員

答弁をはぐらかさないで。一般論で言っているのとは違う。

今回の徳島市新ホールの件で、60年間無償であったものが無償でなくなった、有償化、等価交換も含めた方向になった、その理由というのとは何か。

知事は県議会からの要望と言っています。しかし先ほど言ったように6月定例会では意見集約されていません、いろいろな意見を皆さんお持ちでした。こういう状況の下で、県が方向転換されたということで、考えられる理由はこれしかない。私も知事の記者会見をできるだけ丁寧に読んだつもりです。そしたら時代の流れでこういうことをしないと損害賠償の責任が生じるからと。一般論と違います。旧徳島市文化センター跡地の場合は何が主要な理由で、60年間の無償のものが今回有償というかそういう方向になったのかについて

て質問して終わります。

谷本県土整備部副部長

県が方向転換したのではないかという御発言があったのですが、知事も私どもも、方向転換をしてございません。

知事も無償との確約もしてないし、考えも変更しておりません。

午前中に森都市計画課長と、今、銚田県土整備部次長からも説明したのですが、従来の流れであれば、無償貸付の選択肢も考えられるのですが、県議会の議論、昨今の状況を勘案しますとそれは分かりませんよと。知事の考えが無償借地から転換したように、山田委員はおっしゃっているのですが、当初からも無償という確約もしてませんし、考えの変更も知事、県は一切ございませんので、よろしくお願いたします。

山田委員

もう1点だけ、無償と言っていないと今答弁されました。

県は60年間無償になってきたが、ずっと言っていないということですね。

県からほかの市町村に無償でない、時代の変遷もあるからと、いつ言われたのですか。私、いろいろな関係者からそんな話を聞いたことがないのです。

7月以前、去年、その前、県土整備委員会として、無償貸付が前提でないと表明された時期はあるのですか。あったら教えてください。

銚田県土整備部次長

流れから申しますと、まず、新ホールがこの土地に来たのは昨年8月です。それ以降、私どもの県有地がございますので、協議が始まったのは10月です。その流れで、当初は当然、徳島市から今まで無償であったのだから無償で貸してほしいと協議はございましたが、県は確約できるものではないと、繰り返しになります協議がスタートしております。

その間、二つの課題がございます。杭の問題と境界確定の問題、それにつきまして、今まで協議をしてきたわけです。

土地利用に関しては、飽くまで無償貸付を前提としていないということは、県は言い続けておりますので、確約したものではないということです。協議の途中でありますので、当然確約はできません。課題を解決した後、総合的に判断すると今まで言い続けております。

そういった協議を続けてきた中で、6月定例会でいろいろ御論議があって、その中で土地利用に関しても絞っていこうということで、県からいろいろな選択肢があるということ徳島市に投げました。

その結果、徳島市は初めて正式に、無償でお願いしたいという文書がございましたので、県は交換が、杭をのける必要がなくなったら工期も縮減できるのではないかということで、交換のほうがいいのではないかという返事をしたところ、徳島市がそれに合意をして、交換で協議を進めましょうというのが今までの流れでございまして、飽くまで無償借地を確約したことではございませんので、そういう話にはなっていないというこ

とで、御理解いただけたらと思います。

山田委員

今の論理は無理があると私は思います。

同時に県民市民の中で知りたいのは、それでは県市の協議の再開に向けた動き、もちろん県議会の意向によってということになるのですが、知事部局としては今回の問題、協議再開に向けた動きは、一つは白紙撤回と知事は言っています。

優先交渉権者の発表、強行の理由、その他と言われているわけです。

端的に聞きますが、その他というのは、今の知事部局の判断は白紙撤回と、そして理由と場所も含めて検討しなさいというのが、知事部局としての考えなのですか。

森都市計画課長

知事部局としての判断かという御質問がございましたが、飽くまでも知事から定例記者会見ではございましたが、私どもとしては、協議再開については、まず徳島市が考えることであると考えております。

山田委員

徳島市が考えること、そのとおりだが、さっき言ったように白紙撤回、そして理由、その他と言われているのですが、建てる場所も含めて、県当局としては知事の記者会見を丁寧に読んでいったら、そごう徳島店の跡地の問題を一般論として挙げられたり、いろいろ論議があるようですが、その点を聞いているのです。そこをはっきり答えてください。

森都市計画課長

知事の定例記者会見では、お話はございましたが、私どもとしましては協議の再開については、まずは徳島市が考えることであると考えております。

山田委員

徳島市が考えることであると。今度の12月の徳島市議会で正式に発表すると報道されています。

そういう動きもあるが、知事はそういうことも言っています。しかし、県民の皆さんは関心を持っているのです。5期目の知事です、全国知事会の会長、立ち止まって新ホール事業に向けた協調関係を図って、県民市民合意で県都の顔にふさわしいホールを建てるべきだと。

本当に、県と徳島市が争っている、対立している構図は、都市格そのものが問われるし、これは徳島の県益的に見てもプラスにならないと私は思います。

その点で、今回の知事の蜘蛛の糸発言を含めて無期限停止ということで、先ほど吉田委員からも紹介されましたが本当に多くの皆さんがそう思っている。思っている上に対立をおおるような状況にしていったら、余計に県民に対する不信が高まるということを指摘しておきたいと思います。

最後に1点だけ聞きます。9月定例会の中心的な議論の一つに香港季節定期便の問題が

ありました。

11月に観光プロモーションをやって、12月11日から運航すると言われていました。

今日は、全く報告はなかったのですが、前の時点では、現時点ではこれ続けるという答弁が佐藤県土整備部次長からもありました。

この香港便はどういう状況になったのか、どう動いているのかお伺いします。

以西次世代交通課長

香港季節定期便の就航に関しての御質問を頂きました。

香港季節定期便でございますが、12月11日から就航するというところでございまして、その後、香港の情勢を踏まえて、就航に関してどのようになったのかということでございます。既に現地の旅行会社においても徳島へ来ていただくツアーについて販売もいたしておりますし、実際に申込みもあるという状況でございますが、我々といたしましては、計画どおり就航していただけるものと理解しているところでございます。

山田委員

香港季節定期便では、文字どおり私たちは香港への弾圧に対して即時中止を求めるという立場です。中国の横暴はいけないと政党としても言いました。そういう中で、8割以上の民主派の皆さんが勝利しそうだという報道もあります。

しかし、今の騒動を見ていたら、一体どうなるのかということは、県民のみならず多くの皆さんが不安を持っている。

以前の香港季節定期便の搭乗率は80パーセントを超えた。現時点で搭乗率をどう上げようとしているのか。また、11月の観光プロモーションと言われましたが、どうやられたのか。参加者はどういう状況だったのかも併せて御答弁ください。

以西次世代交通課長

11月の現地での観光プロモーション、そして搭乗率の目標について御質問を頂きました。

今月の16日、17日におきまして、現地で阿波おどりの皆さんも参加するような形で、徳島の魅力を発信するような観光プロモーションをさせていただいたところでございます。

その際の状況でございますが、期間の最終日のあたりには御承知のように香港理工大学の付近で激しい衝突が起こるような状況でもございました。その影響で一部の交通機関の乱れが生じたという状況ではございましたが、香港全土で抗議活動が行われているといった状況ではなく、現場から一步離れば観光客も出歩くような、ふだんどおりの生活が繰り広げられていた状況でございます。ですから、的確に情報収集をして抗議活動の現場に近づかなければ、これまでと変わらない状況だと感じたところでございます。

搭乗率の目標についてでございますが、現地での抗議活動が長期化したしまして、特に今回、日本から香港に向かうアウトバウンドでの利用につきましては厳しい状況でございます。

そのことから、我々といたしましては、アジア有数のハブ空港である香港への直行便ということでございますので、周辺都市への周遊性をアピールするだけではなくて、フル

サービスでありますキャセイ・パシフィック航空の強みを生かしたような香港以遠、香港から先の所への乗り継ぎの利用といったところも当然考えられるところがございます。そうしたPRによりまして利用の拡大、需要喚起を図っていただけると考えております。

繰り返しになりますが、香港は、現在厳しい状況でございますので、搭乗率に関しては厳しい目標かと認識はしておりますが、今我々が取り組めるものをできる限りやることで、通年化を目指す限りは前回を超えられるような数値を引き続き持って、これから施策に取り組んでいきたいと考えております。

岡委員長

1点だけよろしいか。

様々な議論が、特に旧徳島市文化センター跡地の問題で意見が出ましたので、何点か事前委員会なので確認だけさせていただきたいのですが、1点目が今後の無償貸付をしている所の対応ということで、先ほど質問があったと思うのですが、それに関して何か県で今方針が出ているという話ではないのですね。

森都市計画課長

方針が出ているのかという御質問と思います。

私どもからは、特に方針が出ているというのではございません。

岡委員長

分かりました。突然ではないのですが、今回新たに出てきた問題ということで先ほどから答弁もありましたが、当然60年前には、そういうことがあったのだらうと思います。それを否定するつもりもありませんし、当時の時代背景もあったり、そういうものを考えて無償貸付をしたということなのです。このことは今までの県土整備委員会で再々出てきましたが、時代が違う。県として考えなければならないことというのは、県民の皆様方の財産をどう有効活用していくのかということであろうと思います。これは県土整備委員会で言うのはどうなのかというのは別ですが、今後は様々な事象が出てくる。

例えば上に建物が建っていますが、建て替えがある所も出てくるでしょうし、今は無償貸付している所、お互いに貸付けをしたりされたりすることはあると思うのです。

この機会を取って本当にベストのやり方はどうなのかというのは、各場所で考えていただきたいと思います。

これは、他の委員会にしても、県土整備委員会はここの話だけしかできないかもしれませんが、そういうことは、しっかりと検討を進めていただきたい。

無償貸付といっても、貸している人に、すぐ要るようになったので返してくれという話にはできないだろうし、お互いがお互いの使っている土地を持っているほうがいろいろと新しいことも考えるでしょうし、そういうことは進めていくべきだと思いますので、しっかりとその辺は、こんな議論がありましたとお伝えいただいて議論を進めていただきたいと思います。

あと、先ほど最初から県議会の意向という話が出ておりますが、確かに意見集約という話があつて、なくなったのは事実ですが、県議会の意向というのは、この委員会で発言し

た個人個人の発言は何の効力も持たないということなんでしょうか。

先ほどから話を聞いておりますと、意見集約をしなければならないのだ、議会として附帯決議を付けなければ議会としての意見は聞かなくてもいいですという話ではないかと受け取ったのですが、議会で発言をしていることについて皆さん方の受取方は、どういう受取方をしているのかお聞かせいただきたいと思えます。

原副委員長

小休します。（13時27分）

原副委員長

再開します。（13時27分）

谷本県土整備部副部長

個人の意見とかも理事者としてどう考えているのかというお話でございます。

委員会、一般質問、代表質問でもそうですが、議員から発言される一言一言は非常に重たいと思っております。

理事者としてもしっかりとそのあたりは対応していきたいと考えております。

岡委員長

当然のことだろうと思えます。

私自身も委員会で発言をする、本会議ですということ、非常に重たいことであると思っておりますし、自分の発言にもしっかりと責任を持たなければならないと思っておりますし、自分の発言にもしっかりと責任を持たなければならないと思っております。できないこともあるでしょう、委員会で言ったから何でもできるわけではない。

しかし先ほどからの議論を聞いておると、県議会での意向ではないだろうと。ですが県議会の委員会で発言しているわけです。

いろいろな方のいろいろな意見が9月定例会、6月定例会でもあったと思いますが、それはそれで貴重な意見でしょう。ただ、それを総合的に判断、これもまた非常にややこしいと言うか、いろいろな取り方をされるのかも知れませんが、今の時代背景であったり、場所の状況であったり、委員から言われたことは賛成もあるし反対もある。

その中で、県としてどういうことを採用していくべきなのかということをしつかり考えて、結論を出していくのは当たり前のことだろうと思えます。

一部新聞の社説にも、一部議員が言ったことは聞かなくていいという内容が載っていたのです。このことについても、新聞社に対する本当の真意を聞いてみたいところなんです。決してそうではないという認識だけはしっかりとっておいていただきたい。

各委員が言っていることは、委員会としての総意ではないかも知れません。それは県議会の議員としての意向が当然出ているわけですから、そこはしっかりと受け止めていただきたい。分かっているとは思いますが、改めてお話をさせていただいておきたいと思えます。

詳しい話はまた付託委員会で、何か言うことがあれば言うのですが、いろいろな方から

県が悪いのではないか、邪魔しているのではないか、選挙の遺恨ではないかとの話がたくさん出ていますと聞きますが、私の周りでは、はっきり申し上げて聞いたことがありません。

いろいろな意見があるのは分かっていますが、それが大多数の意見かのような言い方というのは、非常に世論をミスリードしていくような、またそれを報道各社が書いたら、新聞に書いてあるから正しいことであるだろうと、そういうことで広まっていくでしょうが、それこそ一部の方が恐らくそういうことをおっしゃっているのだろう、その方の周りの方が。

これも多様な意見がありますので、あんな所でしてもらったら困る、あんな所であんなお金を掛けてする必要はないと言っている人もたくさんおります。

今回のことは、徳島市の対応はおかしいのではないかとする人もたくさんおります。

そういうことをしっかりと県民、市民の意見も聞いて、それは我々がしっかり聞いていきますので、この議会の中でしっかりと議論をして、今後どういう対応をとっていくべきなのかということをもっと時間を掛けて、委員会の中で議論をしていければいいと思っておりますので、先ほど聞いた2点のことに関してはしっかりと受け止めていただいて、詳しい内容については、付託委員会でいろいろと議論をさせていただきたいと思っております。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県土整備部関係の調査を終わります。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（13時31分）